# 申告相談日程

9 時~ 11 時 30 分 受付時間 13 時~ 16 時

●役場申告会場

とき 2月16日火

~3月15日(月)

※土・日曜日は除く

ところ 役場 2 階大会議室

各地区公民館・集会所

ţ	朝 『	<b>1</b>	9 時~ 11 時 30 分	13時~16時
2	22	月		大 間
	23	火	恵久美	上高柳
	24	水	北川原	昌農内
	25	木	塩 屋	西高柳
	26	金	永 田	西古泉
	27	±		
	28	日		
3	1	月	東古泉	徳 丸
	2	火	大 溝	中川原
	3	水	横田	鶴吉
	4	木	新 立	出作
	5	金	南黒田	神崎
	6	土		
	7	日		
	8	月	本 村	筒井
	9	火	宗意原	北黒田

税務署からのお知らせ

経費

2税務署から申告書を送付されて1申鑑(認印で可)

申告に必要なも

め

給与や年金の平成21年分の源泉

●振替納税制度をご利用ください

所得税や個人事業者の消費税の納税方法は、振替納税 が安心で便利です。

新たに振替納税を希望する場合は、税務署か預貯金先の 金融機関に「預貯金口座振替依頼書」を提出してください。

●にせ税理士に注意

母でしてください) ・保険料の控除を受ける人は、 ・大医療費空にを受ける人は、 ・大医療費ではできた。 ・大医療費の領収書(集計は ・大医療費の領収書(集計は ・大とのできた。 ・大をのできた。 ・大とのできた。 ・大とのでをできた。 ・大とのできた。 ・大とのでをできた。 ・大とのできた。 ・大とのできた。 ・大とのできた。 ・大とのできた。 ・大とのできた。 ・大とのできた。 ・大とのできた。 ・大とのできたた。 ・大とのでできたた。 ・大とのできたた。 ・大とのできたたりでできたた。 ・大とのでできたた。 ・大とのでできたたりできたた。 ・大とのできたた。 ・大とのでできたた。 ・大とのでできたた。 ・大とのでをできたた。 ・大とのできたた。 ・大とのできたた。 ・大とのできたた。 ・大とのできたた。 ・大とのできたた。 ・大とのできたた。 ・大とのできたた。 ・大とのでをできたた。 ・大とのできたた。 ・大とのでできたた。 ・大とのでをできたた。 ・大とのでをできたた。 ・大とのできたた。 ・大とのでをできたた。 ・大とのでをできたた。 ・大とのでをできたた。 ・大とのできたた。 ・大とのでをできたた。 ・大とのでをできたた。 ・大とのでをできたた。 ・大とのでをできたた。 ・大とのでをできたた。 ・大とのでをでをできたた。 ・大とのでをでをできたた。 ・大との

●愛付金の受取口座

(本人名義

税務相談は、税理士又は税理士法人でなければできない ことが法律で規定されています。にせ税理士には、くれぐ れもご注意ください。

●さらに便利で使いやすく! e-Tax

自宅や事務所から申告や納税ができるサービスです。国 税庁ホームページ 「確定申告書等作成コーナー」 で作成 したデータをそのまま取り込み、電子申告することができま

e-Tax を使えば①ホームページから簡単申告②最高 5.000 円の税額控除(平成19年又は20年分の申告で 適用を受けた人は対象外) ③添付書類が提出不要④還付 金がスピーディーと、大変便利です。 詳しくは e-Tax のホー ムページ (http://www.e-tax.nta.go.jp) をご覧ください。

# 四国税理士会の無料相談

●日 時 2月9日(火)・10日(水) 9時~16時(12時~13時は昼休み)

●場 所 役場2階大会議室

- ●対象者 年金に係る雑所得者・給与所得者 ※住宅借入金等特別控除適用者、譲渡所得の ある人、法人の代表者などで関与税理士が いる場合は対象外です。
- ●内 容 年金受給者などのための所得税申告書作成
- ●持参品 上記の 申告に必要なもの 参照
- 問 四国税理士会松山支部 ☎ 945-5761

### 松山税務署での確定申告相談

●期 間 所得税 2月16日(火)~3月15日(月) 贈与税 2月 1日(月)~3月15日(月) 消費税:地方消費税 ~3月31日(水)

※土・日曜日、祝日を除きますが、2月21日(日)、2月28日(日)は 実施します。

●時 間 9時~17時

●場 所 松山税務署

(松山市若草町 4-3 松山若草合同庁舎)

- ●内 容 所得税、贈与税、消費税・地方消費税の申告書 類などの作成
- ●持参品 上記の 申告に必要なもの 参照

問 松山税務署 ☎ 941-9121 (自動音声案内)

口座を除く) ませ 、税務署での申告をおぼ除く)などの譲渡所得が 一告をお願い

金を納めるだけでなく、 告をしなか ればなり

# 所 得 税

- ●申告が必要な人
- ●給与や退職所得以外の所得の合計が20万円を超える人
- ●給与を2か所以上の事業所からもらっている人
- ●事業をしている人、不動産収入がある人、土地や建物を売っ た人などで、平成21年中の所得合計額が基礎控除、扶養控 除などの所得控除の合計額を超える人
- ●平成 21 年中の給与収入が2千万円を超える人
- ●環付申告

申告の必要がない場合でも、次のような人は申告をすると源 泉徴収された所得税が還付されます。

- ●住宅借入金等特別控除の適用を受けることができる人
- ●年末調整を受けていない人
- ●雑損控除や医療費控除を受ける人 など
- ※還付を受けるために確定申告をする場合は、給与や退職所得 以外の所得の合計が20万円以下でも、これを含めて申告し なければなりません。

### 町県民税

### ●申告が必要な人

平成 22 年1月1日現在、町内に住所があり、前年中の状況 確定申告をした人は必要ありません。

- ●営業、農業、パート、不動産、配当などの収入があった人
- ❷給与所得以外に20万円以下の収入があった人
- ❸厚生年金や国民年金などから年金を受給している人

**2/16** 

# 

【町県民税について】 税務課町民税係

**2** 985-4110

【所得税について】 松山税務署

> **2** 941-9121 (自動音声案内)

9:広報まさき2月号